

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1927号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業）</p> <p><b>第11条の2</b> 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第24条</b> 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（同条に規定する就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては様式第13の4に定める就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16に定める求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の2に定める求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の3に定める求職活動支援費（求職活動関係役員利用</p>	<p>（条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業）</p> <p><b>第11条の2</b> 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職</u>手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第24条</b> 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第13の2に定める就業手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（同条に規定する就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては様式第13の4に定める就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16に定める求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の2に定める求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号</p>

費)に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

**様式第13の3 (表面)**

再就職手当に相当する退職手当支給申請書  
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

**様式第13の4 (表面)**

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書  
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(略)

事業主の証明	(略)
	8. 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

**様式第14 (表面)**

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書  
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の3に定める求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

**様式第13の3 (表面)**

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

**様式第13の4 (表面)**

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

事業主の証明	(略)
	8. 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

**様式第14 (表面)**

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する  
場合があります。

(略)

**第2条** 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第13の2を次のように改める。

**様式第13の2 削除**

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。